

平成29年9月29日

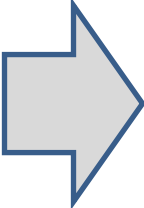
最低制限価格制度を改正しました

改正の概要

本市建設工事に係る最低制限価格設定基準を次のとおり改正しました。

《設定基準》

対象工事の予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とします。

| 改正前 | | 改正後 |
|---------------------|---|---------------------|
| 直接工事費に <u>0. 9</u> | | 直接工事費に <u>0. 95</u> |
| 共通仮設費に <u>0. 85</u> |  | 共通仮設費に <u>0. 9</u> |
| 現場管理費に <u>0. 75</u> | | 現場管理費に <u>0. 9</u> |
| 一般管理費に <u>0. 5</u> | | 一般管理費に <u>0. 55</u> |

適用日

平成29年10月1日以降に入札公告する建設工事の入札から改正後の基準を適用します。

したがって、入札執行日が10月1日以降であっても、公告が9月30日までに行われたものについては、改正前の基準が適用されますので注意してください。